平成２２年（フ）第２号
熊本県荒尾市川登1777番地19
債務者　山田　大作
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２１年（フ）第５７号
長崎県松浦市今福町東免529番地８
債務者　小野　勝利
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係
平成２１年（フ）第５８号
長崎県松浦市今福町北免2009番地、住民票上の住所長崎県松浦市今福町東免529番地８
債務者　小野　直美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係
平成２１年（フ）第３７３６号
名古屋市中村区十王町21番10号　新本陣荘11号
債務者　山内　晴美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１１６９号
熊本市画図町大字重富880番地１　９―204号
債務者　本嶌ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第２８号
函館市日吉町２丁目13番34号
債務者　金津智郁子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所
平成２２年（フ）第３０号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目221番地の４
債務者　杉本留美子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所
平成２２年（フ）第３２号
函館市上湯川町９番19―401号
債務者　佐藤小惠子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所
平成２２年（フ）第３６号
函館市新川町１番22号
債務者　中安　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
函館地方裁判所
平成２１年（フ）第４５８号
山形県寒河江市大字寒河江字仲田33番地の１フラワーハイツ201
債務者　會田　昌裕
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山形地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第４７５号
山形県天童市桜町10番32号　小松住宅101号
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山形地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第４７６号
山形県天童市桜町10番32号　小松住宅101号
債務者　吉田　玉子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山形地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第７号
群馬県太田市新田市野井町484番地
債務者　茂木　有美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第９号
群馬県邑楽郡大泉町富士３丁目22番10号
債務者　恩田　容子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第４号
岐阜県安八郡安八町南今ケ渕578番地の１
債務者　加藤　裕也
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第６号
岐阜県大垣市和合新町２丁目３番地２　リバティはなみずきＢ202
債務者　石橋　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２１年（フ）第３８１７号
名古屋市緑区大高町字上塩田39番地　ジュネス大高207号
債務者　木下　洋一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１２０号
名古屋市中川区野田１丁目443番地　コーポ茨塚101号
債務者　戸髙あけみこと　川口あけみ
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部